別表第三の三（第三十二条の十二及び第三十二条の十三関係）

規定	事項	書類	
法第二十七条	海上運送法第三条第一項の許可に係る部分	海上運送法施行規則第二条第一項各号に掲げる事項	海上運送法施行規則第二条第二項各号に掲げる書類
	海上運送法第六条の届出に係る部分	海上運送法施行規則第三条各号に掲げる事項	
	海上運送法第七条第一項の届出に係る部分	海上運送法施行規則第四条各号に掲げる事項	
	海上運送法第七条第三項の認可に係る部分	海上運送法施行規則第四条の二第二項各号に掲げる事項	
	海上運送法第十一条第一項の認可に係る部分	海上運送法施行規則第八条各号に掲げる事項	
	海上運送法第十一条の二第一項の届出に係る部分	海上運送法施行規則第九条各号に掲げる事項	
	海上運送法第十一条の二第二項の認可に係る部分	海上運送法施行規則第十条各号に掲げる事項	
	海上運送法第十一条の二第四項の届出に係る部分	海上運送法施行規則第十一条第二項各号に掲げる事項	
	海上運送法第二十条第一項の登録に係る部分	海上運送法施行規則第二十一条第一項各号に掲げる事項	海上運送法施行規則第二十一条第二項各号に掲げる書類

別表第三の四（第三十五条及び第三十六条関係）　（略）

別表第三の五（第三十六条の七及び第三十六条の八関係）　（略）

別表第三の六（第三十六条の十六及び第三十六条の十七関係）　（略）

別表第三の七（第三十六条の二十五及び第三十六条の二十六関係）　（略）

（新設）

別表第三の二（第三十五条及び第三十六条関係）　（略）

別表第三の三（第三十六条の七及び第三十六条の八関係）　（略）

別表第三の四（第三十六条の十六及び第三十六条の十七関係）　（略）

別表第三の五（第三十六条の二十五及び第三十六条の二十六関係）　（略）

附　則

（施行期日）

1　この省令は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和八年十月十六日）から施行する。

（準備行為）

2　改正法による改正後の地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第二十六条の四第二項又は第二十六条の八第二項の認定を受けようとする地方公共団体は、この省令の施行前においても、この省令による改正後の地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行規則第三十二条の四第一項又は第三十二条の十二第一項の申請書その他必要な書類を国土交通大臣に提出して、当該認定を受けるために必要な準備行為を行うことができる。